第　２４　号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）第４条の規定により、令和９年度において当せん金付証票を次のとおり発売することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

発売総額　１１０億円以内

（提案理由）

当せん金付証票を発売するため、当せん金付証票法第４条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。